

介護老人保健施設舞風台ユニットケア棟施設サービス運営規程

第1条（運営規程設置の主旨）

医療法人八女発心会が開設する介護老人保健施設舞風台ユニットケア棟（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関し、重要な事項を定めるものとする。

1 ユニット型介護老人保健施設（以下「当施設」という。）

第2条（施設の目的）

1 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

第3条（運営の方針）

- 1 当施設では、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービス及び短期入所療養介護（以下「施設サービス等」という。）を提供しなければならない
- 2 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療及び日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 3 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 当施設では、利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

第4条（施設の名称及び所在地等）

当施設の所在地等は次のとおりとする。

- | | | | |
|-------------|---------------------|-------|--------------|
| 1 施設名 | 介護老人保健施設舞風台ユニットケア棟 | | |
| 2 開設年月日 | 平成 28 年 2 月 1 日 | | |
| 3 所在地 | 福岡県八女郡広川町大字水原1498番地 | | |
| 4 電話番号 | 0943-32-0333 | FAX番号 | 0943-32-1451 |
| 5 管理者 | 池之上 公 | | |
| 6 介護保険事業所番号 | 4053580090 | | |

第5条（従業者の職種、員数）

当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-----------------------|--------------------------------|
| 1 管理者（医師） | 1人以上（介護老人保健施設・通所リハ 共通） |
| 2 看護職員 | 5人以上 |
| 3 薬剤師 | 1人以上（姫野病院兼務） |
| 4 介護職員 | 13人以上 |
| 5 支援相談員 | 1人以上（介護老人保健施設 共通） |
| 6 介護支援専門員 | 1人以上（介護老人保健施設 共通） |
| 7 理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士 | 1人以上（介護老人保健施設・通所リハ・訪問リハ 共通） |
| 8 歯科衛生士 | 1人以上（介護老人保健施設・通所リハ 共通） |
| 9 管理栄養士 | 1人以上（介護老人保健施設・通所リハ 共通） |
| 10 調理師（調理師補助員） | 適当数（介護老人保健施設・通所リハ・サ高住・通所介護 共通） |
| 11 事務職員 | 適当数（介護老人保健施設・通所リハ 共通） |

第6条（従業者の職務内容）（重要事項説明書による）

前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- 2 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- 3 薬剤師は、利用者及び施設内における薬剤の管理を行う。
- 4 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- 5 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- 6 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の手続きを行う。
- 7 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に指導を行う。
- 8 歯科衛生士は、口腔疾患の予防・衛生指導の歯科予防処置を行う。歯科診療補助・歯科保健指導。
- 9 管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う
- 10 調理師は、献立を基に安全で安心な食事を提供する。
- 11 事務職員は、庶務、会計、介護報酬請求等事務を行う。

第7条（入所定員）

当施設の入所定員（施設及び短期入所の利用定員）は、54名とする。

第8条（施設サービス等の内容）

- 1 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話とする。
- 2 ユニット型介護保健施設（Ⅰ）の人員体制とする。
- 3 リハビリテーション職員加配の人員体制とする。

第9条（利用者負担の額）

利用者負担の額を以下のとおりとする。

- 1 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- 2 利用料として、入所者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、室料、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

第10条（施設の利用に当たっての留意事項）

当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- I 面会は午前9時から午後7時までとします。
- 2 外出・外泊は、事前に届け出をして下さい。
- 3 飲酒は原則としてお断りいたします。禁煙は、指定の場所で行います。
- 4 火気の取扱は、原則としてお断りいたします。
- 5 設備・備品の利用は、定められた場所で注意をもって正しく使用してください。
- 6 所持品・備品の持ち込みは、品物によって制限させていただく場合があります。
- 7 貴重品の持ち込みは、原則としてお断りいたします。
- 8 外泊時等の施設外での受診は、事前にご連絡下さい。
- 9 宗教活動は、お断りいたします。
- 10 ペットの持ち込みはお断りいたします。
- 11 利用者の「営利行為、特定の政治活動」は禁止します。
- 12 他利用者への迷惑行為は禁止します。

第11条（非常災害対策）

- 1 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- 2 防火管理者には、事業所事務長を充てる。
- 3 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- 4 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 5 非常災害用の設備点検は、常に有効に保持するよう努める。
- 6 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 7 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・非難 …………… 年2回以上
（内1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練 …………… 年1回以上
（感染症・災害が発生した場合 等）
 - ③ 非常災害用設備の徹底 …………… 随時
- 8 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第12条（相談・苦情対応）

- 1 当施設は、提供した施設サービス等に関し利用者又は家族から要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明するものとする。
- 2 要望及び苦情の受付責任者は、足達 夕紀（支援相談員）、津福 和正（支援相談員）とする。

第13条（事故発生時の対応及び損害賠償）

- 1 当施設は、施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者その後見人及び家族又は身元引受人に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、事業者は速やかに利用者の損害を賠償します。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

第14条（職員の服務規律）

- 1 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- 2 入所者や、通所者に対しては、人格を尊重し、親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- 3 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- 4 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

第15条（職員の質の確保）

- 1 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

第16条（職員の勤務条件）

職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人八女発心会の当施設の就業規則による

第17条（職員の健康管理）

職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

第18条（衛生管理）

- 1 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用にともする水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

第19条（守秘義務）

- 1 当施設の職員（退職者含む）は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人、家族又は身元引受人の秘密を漏らさない。
- 2 当施設は、居宅介護支援事業等必要な機関に対し、利用者及びその後見人、家族又は身元引受人に関する情報を提供する必要がある場合には、利用者及びその後見人、家族又は身元引受人に使用目的等を説明し、文書により同意を得る。

第20条（虐待防止について）

- 1 虐待防止に関する担当者を選定しています。 担当者：虐待対策委員会 委員長
- 2 成年後見制度の利用を支援します。
- 3 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 4 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- 5 虐待防止のための指針の整備をしています。
- 6 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- 7 サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

第21条（その他運営に関する重要事項）

- 1 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 2 身体拘束について、当施設では原則として入所者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者・家族に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。
また施設として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。
- 3 運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人発心会の幹事会において定めるものとする。

付則

- この運営規程は、令和 3年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、令和 3年 12月 1日より施行する。
この運営規程は、令和 4年 10月 1日より施行する。
この運営規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。

基本利用料金《介護老人保健施設舞風台ユニットケア棟 入所》 【超在宅強化型】

ご利用料金 (単位:円)

2024.8

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象 介護サービス費	介護保険給付対象外			小計 (多床室)	小計 (個室)	合計(月額) (多床室)	合計(月額) (個室)
			食費	居住費 (多床室)	居住費 (個室)	日額	日額	(30日計算)	(30日計算)
要介護1	第1段階	876	300	550	880	1,726	2,056	51,780	61,680
	第2段階		390	550	880	1,816	2,146	54,480	64,380
	第3段階①		650	1,370	1,370	2,896	2,896	86,880	86,880
	第3段階②		1,360	1,370	1,370	3,606	3,606	108,180	108,180
	第4段階		1,740	1,728	2,066	4,344	4,682	130,320	140,460
2割負担	第4段階	1,752	1,740	1,728	2,066	5,220	5,558	156,600	166,740
3割負担	第4段階	2,628	1,740	1,728	2,066	6,096	6,434	182,880	193,020
要介護2	第1段階	952	300	550	880	1,802	2,132	54,060	63,960
	第2段階		390	550	880	1,892	2,222	56,760	66,660
	第3段階①		650	1,370	1,370	2,972	2,972	89,160	89,160
	第3段階②		1,360	1,370	1,370	3,682	3,682	110,460	110,460
	第4段階		1,740	1,728	2,066	4,420	4,758	132,600	142,740
2割負担	第4段階	1,904	1,740	1,728	2,066	5,372	5,710	161,160	171,300
3割負担	第4段階	2,856	1,740	1,728	2,066	6,324	6,662	189,720	199,860
要介護3	第1段階	1,018	300	550	880	1,868	2,198	56,040	65,940
	第2段階		390	550	880	1,958	2,288	58,740	68,640
	第3段階①		650	1,370	1,370	3,038	3,038	91,140	91,140
	第3段階②		1,360	1,370	1,370	3,748	3,748	112,440	112,440
	第4段階		1,740	1,728	2,066	4,486	4,824	134,580	144,720
2割負担	第4段階	2,036	1,740	1,728	2,066	5,504	5,842	165,120	175,260
3割負担	第4段階	3,054	1,740	1,728	2,066	6,522	6,860	195,660	205,800
要介護4	第1段階	1,077	300	550	880	1,927	2,257	57,810	67,710
	第2段階		390	550	880	2,017	2,347	60,510	70,410
	第3段階①		650	1,370	1,370	3,097	3,097	92,910	92,910
	第3段階②		1,360	1,370	1,370	3,807	3,807	114,210	114,210
	第4段階		1,740	1,728	2,066	4,545	4,883	136,350	146,490
2割負担	第4段階	2,154	1,740	1,728	2,066	5,622	5,960	168,660	178,800
3割負担	第4段階	3,231	1,740	1,728	2,066	6,699	7,037	200,970	211,110
要介護5	第1段階	1,130	300	550	880	1,980	2,310	59,400	69,300
	第2段階		390	550	880	2,070	2,400	62,100	72,000
	第3段階①		650	1,370	1,370	3,150	3,150	94,500	94,500
	第3段階②		1,360	1,370	1,370	3,860	3,860	115,800	115,800
	第4段階		1,740	1,728	2,066	4,598	4,936	137,940	148,080
2割負担	第4段階	2,260	1,740	1,728	2,066	5,728	6,066	171,840	181,980
3割負担	第4段階	3,390	1,740	1,728	2,066	6,858	7,196	205,740	215,880

注) 処遇改善加算においては、毎月の介護保険給付対象合計実績に7.5%加算率を乗じる

◎食事代内訳(負担段階:4段階)

朝食代(420円)	昼食代(630円)	おやつ代(60円)	夕食代(630円)
-----------	-----------	-----------	-----------

◎実費負担料金(介護保険給付対象外)について

実費負担料項目	単位	負担料	備考
施設内洗濯代行	1ヶ月	3,300円	1ヶ月未満の場合、1回420円
洗濯機使用代	1回	110円	

◎その他『ご利用料金』以外で加算されるもの

(単位：円)

2024.8

加算項目		利用料		
		1割負担	2割負担	3割負担
□ 初期加算 (I)	日額	60	120	180
□ 初期加算 (II)	日額	30	60	90
□ 夜勤職員配置加算	日額	24	48	72
□ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (II)	日額	51	102	153
□ サービス提供体制強化加算 (I)	日額	22	44	66
□ 短期集中リハビリ実施加算 (I) (入所後3ヶ月以内)	日額	258	516	774
□ 短期集中リハビリ実施加算 (II) (入所後3ヶ月以内)	日額	200	400	600
□ 認知症短期集中リハビリ実施加算 (I) (入所後3ヶ月以内)	日額	240	480	720
□ 認知症短期集中リハビリ実施加算 (II) (入所後3ヶ月以内)	日額	120	240	360
□ 外泊時費用 (外泊初日と最終日以外・月6日を限度)	日額	362	724	1,086
□ 外泊時費用 (在宅サービスを利用する場合)	日額	800	1,600	2,400
□ ①死亡日以前31日～45日以下	日額	72	144	216
□ ②死亡日以前4日～30日以下	日額	160	320	480
□ ③死亡日前2～3日まで	日額	910	1,820	2,730
□ ④死亡日	日額	1,900	3,800	5,700
□ 緊急時治療管理	日額	518	1,036	1,554
□ 所定疾患施設療養費 (II) ※月に1回10日を限度	日額	480	960	1,440
□ 若年性認知症入所者受入加算	日額	120	240	360
□ 認知症専門ケア加算 (I)	日額	3	6	9
□ 認知症専門ケア加算 (II)	日額	4	8	12
□ 新興感染症等施設療養費	日額	240	480	720
□ 栄養マネジメント強化加算	日額	11	22	33
□ 経口移行加算 (180日以内)	日額	28	56	84
□ 療養食加算	1食	6	12	18
□ 安全対策体制加算	1回	20	40	60
□ 退所時栄養情報連携加算	1回	70	140	210
□ 再入所時栄養連携加算	1回	200	400	600
□ かかりつけ医連携薬剤調整加算 (I) □	1回	70	140	210
□ かかりつけ医連携薬剤調整加算 (II)	1回	240	480	720
□ かかりつけ医連携薬剤調整加算 (III)	1回	100	200	300
□ 協力医療機関連携加算	月額	100	200	300
□ 入所前後訪問指導加算 (I)	月額	450	900	1,350
□ 退所時情報提供加算 (I)	月額	500	1,000	1,500
□ 退所時情報提供加算 (II)	月額	250	500	750
□ 入退所前連携加算 (I)	月額	600	1,200	1,800
□ 入退所前連携加算 (II)	月額	400	800	1,200
□ 訪問看護指示加算	月額	300	600	900
□ 自立支援促進加算	月額	300	600	900
□ 科学的介護推進体制加算 (II)	月額	60	120	180
□ 介護職員等処遇改善加算 (I)	月額	所定単位×7.5%		
□ 経口維持加算 (I)	月額	400	800	1,200
□ 経口維持加算 (II) 6月以内	月額	100	200	300
□ 口腔衛生管理加算 (II)	月額	110	220	330
□ 認知症ケア推進加算 (I)	月額	150	300	450
□ 認知症ケア推進加算 (II)	月額	120	240	360
□ 褥瘡マネジメント加算 (I)	月額	3	6	9
□ 褥瘡マネジメント加算 (II)	月額	13	26	39
□ 排せつ支援加算 (I)	月額	10	20	30
□ 排せつ支援加算 (II)	月額	15	30	45
□ 排せつ支援加算 (III)	月額	20	40	60
□ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (I)	月額	53	106	159
□ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (II)	月額	33	66	99
□ 高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	月額	10	20	30
□ 生産性向上推進体制加算 (I)	月額	100	200	300

医療法人八女発心会 介護老人保健施設舞風台ユニットケア棟

ユニット型介護老人保健施設重要事項説明書

1 介護老人保健施設舞風台ユニットケア棟概要

(1) 提供できるサービスの種類

ユニット型介護老人保健施設の施設サービス及び付随するサービス

(2) 施設の名称および所在地等

施設名称	介護老人保健施設舞風台ユニットケア棟
所在地	福岡県八女郡広川町大字水原1498
法人名	医療法人八女発心会
代表者名	理事長 姫野 亜紀裕
電話番号	0943-32-0333
サービスの種類	ユニット型介護老人保健施設サービス
介護保健事業者番号	4053580090

(3) 施設の職員体制

職 種	員 数	業 務 内 容
医師	1人以上	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う (介護老人保健施設・通所リハ 共通)
看護職員	5人以上	医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行い、施設サービス計画等により看護、介護を行う
薬剤師	1人以上	利用者及び施設内における薬剤の管理を行う (姫野病院兼務)
介護職員	13人以上	施設サービス計画等により医学的管理に基づく介護を行う
理学・作業療法士 又は言語聴覚士	1人以上	リハビリテーションプログラム等を作成し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行う (介護老人保健施設・通所リハ・訪問リハ 共通)
歯科衛生士	1人以上	口腔疾患の予防・衛生指導の歯科予防処置 (姫野病院兼務) 歯科診療補助・歯科保健指導 (介護老人保健施設・通所リハ 共通)
支援相談員	1人以上	利用者及び家族からの処遇上の相談に適切に応じるとともに 入退所事務等、又、地域との連携を図る (介護老人保健施設 共通)
介護支援専門員	1人以上	施設サービス計画等の原案を作成し、その他ケアマネジメントを行う (介護老人保健施設 共通)
管理栄養士	1人以上	献立の作成、栄養指導、嗜好調査等利用者の食事、栄養指導を行う (介護老人保健施設・通所リハ 共通)
調理師 (調理師補助員)	相当数	献立を基に、安全で安心な食事を提供する。 (介護老人保健施設・通所リハ・サ高住・通所介護 共通)
事務職員	相当数	庶務、会計、介護報酬請求等事務を行う (介護老人保健施設・通所リハ 共通)

(4) 施設の設備の概要

定 員		54名						
居室	ユニット型個室的多床室	39床	201-1.	201-2.	201-3.	202-1.	202-2.	202-3
			203-1.	203-2.	203-3.	205-1.	205-2.	205-3
			206-1.	206-2.	206-3.	207-1.	207-2.	207-3
			208-1.	208-2.	208-3.	210-1.	210-2.	210-3
			211-1.	211-2.	211-3			
			301-2.	301-3.	303-1.	303-2.	305-2.	305-3
			307-1.	307-2.	308-2.	308-3.	311-1.	311-2
	ユニット型個室	15床	301-1.	302-1.	302-2.	302-3.	303-3	
			305-1.	306-1.	306-2.	306-3.	307-3	
			308-1.	310-1.	310-2.	310-3.	311-3	

浴室	個浴
	特殊浴槽
診察室	1 室
食堂兼談話室	6 室
機能訓練室	2 室
洗濯室	2 室
汚物処理室	2 室

2 料金

①基本料金

施設利用料

・施設利用料

契約書別紙のとおり